

この手引書は、福山市内において大規模小売店舗を設置、または施設の配置や運営方法などを変更しようとする際に必要となる、大規模小売店舗立地法（大規模小売店舗立地法施行令、大規模小売店舗立地法施行規則を含む。）及び福山市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱に基づく手続きについてまとめたものです。

大規模小売店舗に関する各種手続きを行う際には、この手引書を参照いただくほか、手続きが円滑に行われるためにも、福山市経済環境局経済部産業振興課へお早めにご相談ください。

手引書の使用にあたって

○この手引きで用いる略称は次のとおりです。

- 法 ⇒ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）
- 令 ⇒ 大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）
- 規則 ⇒ 大規模小売店舗立地法施行規則（平成17年経済産業省令14号）
- 指針 ⇒ 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
（平成19年経済産業省告示第16号）
- 要綱 ⇒ 福山市大規模小売店舗立地法運用に係る事務処理要綱
- 大店法 ⇒ 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律
（昭和48年法律第109号）

○法、規則及び要綱などの記載箇所については [] 内で示していますので、条文を参照する際の参考としてください。

福山市経済環境局経済部産業振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

電話 084-928-1038（直通）

084-921-2111（代表） 内線 2288・2677

FAX 084-928-1733